

文部科学大臣  
下村 博文 様

要 望 書

平成 2 5 年 6 月 5 日

福島県南相馬市長

桜井 勝延

福島県南相馬市鹿島区行政区長会長

郡 俊彦

当市は、「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」、「旧緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」及び「これら区域に含まれない30km圏外の区域」の区域に分断されており、賠償金については、区域ごとに基準が異なっている状態です。

30km圏外の区域においては、震災直後から、小・中学校、幼稚園、保育園の再開や、仮設住宅の建設など行い、復興に向けた取り組みを進めました。現在も、山野草の採取制限、水稻の作付け制限、医療や経済など南相馬市民として、生活上なんら変わりがないのにも関わらず、区域の違いによる原子力損害賠償の取扱いの差があるため、市民の間で不公平感が増長しています。

当市はこれまでも、旧緊急時避難準備区域と30km圏外の賠償に差が生じていることについて、同一の基準にし、市民に対し公平な賠償とするよう国及び東京電力(株)に対し要望・要求してきたところですが、未だ、解決に至っていません。

つきましては、30km圏外の区域に関し、市民が納得できる賠償をするよう、以下のとおり要望します。

## 記

### 1 原子力災害に係る損害賠償について

#### (1) 精神的損害について

旧緊急時避難準備区域と南相馬市内の30km圏外の精神的損害について、賠償期間及び賠償額に差が生じないように同様の取り扱いとすること。

#### (2) 営業損害、就労不能損害及び「特別の努力」について

営業損害及び就労不能損害について、解除期間とは区別し、再建に十分な期間を補償すること。

また、損害賠償金については、所得税・住民税等の課税の対象外とすること。

#### (3) 資産価値の減少分について

旧緊急時避難準備区域及び30km圏外については、住宅等の補修・清掃費用として30万円が一律的な賠償基準になっているが、土地・建物・家財の価値は原子力災害によって下がっているため、資産価値の減少分について賠償すること。